# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	京都府奨学のための給付金の支給に関する事務(私立学校)

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都府知事は、京都府奨学のための給付金の支給に関する事務において特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を取り扱うにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシ一等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシ一等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

京都府知事

#### 公表日

令和7年5月30日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルる	を取り扱う事務				
①事務の名称	京都府奨学のための給付金の支給に関する事務(私立学校)				
②事務の概要	生活保護世帯又は市町村民税所得割非課税世帯に属する高校生等の授業料以外の教育に必要な経費を支援する京都府奨学のための給付金の支給申請に係る事実についての審査				
③システムの名称	修学支援貸付償還システム、統合宛名システム、中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル	A Company of the Comp				
京都府奨学のための給付金支	給事務ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (以下「法」という。)第9条第2項 ・法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令第8項 ・京都府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年京都府条例第7号)(以下「条例という。)別表第1の10の項				
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	·法第19条第9号				
5. 評価実施機関における	<b>担当部署</b> 				
①部署	京都府文化生活部文教課				
②所属長の役職名	京都府文化生活部文教課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	京都府文化生活部文教課 郵便番号602-8570京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 電話番号075-414-4516				
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ				
連絡先	京都府文化生活部文教課 郵便番号602-8570京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 電話番号075-414-4516				
9. 規則第9条第2項の適用	用 [ ]適用した				
適用した理由					

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	16年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和6年4月1日 時点					
3. 重大事故							
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類				
	項目評価書 ] 施機関については、それぞれ	れ重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(ヤ	生報担併さいトロークシュ	アテルを通じたる	チェル・	
2. 付た個人情報の人子()	月刊を伏不りドン一フング	く)口を通じた人	于在际1。/	
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない間(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ O ]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワ	一クシステムを通じ	た提供を除く。) [〇]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[	]接続しない(入手) [ 〇 ]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[ ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	バーの真正性確認を行うと	ともに、申請者	「一登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、、マイナンからマイナンバーの提出を受ける際には、申請データとマイナスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

9. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ 〇 ] 内	B部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する	女育・啓発	
従業者に対する教育・啓	十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高	いと考えられる対策	[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考える対策	5) 権限のない者によって不正に使用る 4) 委託先における不正な使用等のリン 5) 不正な提供・移転が行われるリスク 6) 情報提供ネットワークシステムを通	の対策  のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策  されるリスクへの対策  スクへの対策  への対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)  じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
当該対策は十分か【再	<b>引</b> [ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損・特定個人情報を含む書類は、施錠できる・出入庫の管理簿を作成することにより、	規定及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン 見を防ぐため、以下の物理的安全管理措置を徹底している。 ら書棚等に保管すること 特定個人情報を含む書類の所在を明確にすること 固人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分であ

#### **李** 国 笛 亦

変更箇	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月28日	3. 個人番号の利用(法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律「平成26年法 様第27号)(以下注上化)。)第9条第2項、 法別表第1の91の項 ・京都終行年条結における特定の個人を鑑別 するための番号の利用等に関する法律施行条 例(平成27年京都府条例第7号)(以下「条例 という、別表第1の回項	・行政手続しおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法 権策27号(以下1法」という。第9条第2項、 法別表第1の81の項 ・京都行行を終止さける特定の個人を観別 するための番号の利用等に関する法律施行条 例(平成27年京都府条例第7号)(以下「条例 という。別教第10100項	事前	
平成29年12月28日	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 (2)法令上の根拠	・法第19条第8号、法別表第1の91の項 ・条例別表第1の8項	・法第19条第8号、法別表第1の81の項 ・条例別表第1の10の項	事前	
令和3年11月1日	I 4(2)	法第19条第8号	法第19条第9号	事後	番号利用法の改正に伴う修正
令和3年11月1日	I 5(2)	文教課長 岡部 武	京都府文化スポーツ部文教課長	事後	評価書見直しに係る修正
令和3年11月1日	I 8	京都府総務部総務調整課 郵便番号602-8570京都市上京区下立売 通新町西入藪ノ内町 電話番号075-414- 4033	京都府文化スポーツ部文教課 郵便番号602-8570京都市上京区下立売 通新町西入薮ノ内町 電話番号075-414- 4516	事後	評価書見直しに係る修正
	13	・行政手続における特定の個人を推別するための署令の利用等に関する法律、研究の名様 体質27号(以下注上にも)、第9条第25項、 法別表第1081の項 ・予意解行政を提上おける特定の個人を提別 するための番号の利用等に関する法律総行条例 (ペー成27年京都6年)、例(中成27年京第7年) という、別表第1000の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成20年)法 様常27号)(以下法上1つ。)第一条要を選項 ・法第6条第1項に規定する法法定等務202項 ・法第6条第1項に規定する法法定等務202項 ・実施所行政手続における特定の記念を提別 ・実施所行政手続における特定の記念は報告行 例(収度27年末級第条例第7号)(以下「条例 という。)別表第1の10の項	事後	
	14	- 法第19条第9号、法別表第1の81の項 - 条例別表第1の10項	法第19条第9号	事後	
	I 5①	京都府文化スポーツ部文教課	京都府文化生活部文教課	事後	
	I 5(2)	京都府文化スポーツ部文教課長	京都府文化生活部文教課長	事後	
	I 7	京都府文化スポーツ部文教課 郵便番号602-8570京都市上京区下立売 通新町西入藪/内町 電話番号075-414- 4516	京都府文化生活部文教課 郵便番号602-8570京都市上京区下立売 通新町西入薮ノ内町 電話番号075-414- 4516	事後	
	I 8	京都府文化スポーツ部文教課 郵便番号602-8570京都市上京区下立売 通新町西入藪/内町 電話番号075-414- 4516	京都府文化生活部文教課 郵便番号602-8570京都市上京区下立売 通新町西入薮ノ内町 電話番号075-414- 4516	事後	
	II 1	いつ時点の計数か 平成28年4月1日時点	いつ時点の計数か 令和6年4月1日時点	事後	
	II 2	いつ時点の計数か 平成28年4月1日時点	いつ時点の計数か 令和6年4月1日時点	事後	
	IV8	新規追加	人手を介在させる作業 十分である 判断の根拠 マイナンバー利用事務におけるマ イナンバーを設備制に係る機能的なガイドライ ンに認い、マイナンバーの真正性機器を行うと ともに、申請券であるマイナンバー記載事項 を廃亡には、申請データとマイナンバー記載事項 を完合しており、込め含よが発生するリスクへ の対策は十分であると考えられる。	事後	
	<b>№</b> 11	新規追加	器も優先度が高いと考えられる対策 8)特定 個人情報の漏えいが減か、取削リスクへの対策 の場合の漏えが減少、取削リスクへの対策 が影響が表現しませませます。 が出来が、では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	事後	